

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

役員等報酬に関する規程

平成17年10月 3日	制定	平成29年 9月30日	改正
平成18年 2月27日	改正	令和 4年12月26日	改正
平成23年 3月22日	改正		
平成24年 3月19日	改正		
平成24年 9月21日	改正		
平成28年 3月22日	改正		
平成28年 5月23日	改正		
平成28年12月 5日	改正		
平成29年 3月22日	改正		

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条の事業を執行するため、役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 委員とは、本会の運営上設置する委員会において、本会会長が委嘱する委員をいう。

(報酬)

第3条 前条に規定する者が、評議員会、理事会、監事監査、並びに委員会に出席したときは、報酬を支給することができる。

2 役員等報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 600,000 円（年額）
- (2) 副会長 100,000 円（年額）
- (3) その他の理事 3,000 円（半日）
- (4) 監事 3,000 円（半日）
- (5) 評議員 3,000 円（半日）
- (6) 各委員（本会職員を除く。） 3,000 円（半日）

3 前項の規定にかかわらず、常勤役員で本会職員としての身分を有する者については、報酬を支給しない。

4 会長及び副会長としての報酬を受けている者は、評議員会、理事会又はその他の会議への出席にかかる報酬は支給しない。

5 役員等報酬の支給は、原則として振込とする。ただし、やむをえない理由が生じたときは、現金にて支給するものとする。

(報酬月割計算及び端数計算)

第4条 年度の中途において役員等に異動等が生じたときの報酬は、月割により計算し支給する。

2 月割計算の方法は、15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上1ヶ月未満の場合は1ヶ月に切り上げるものとする。

3 月割計算において、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行

う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(旅費の支給)

第 5 条 第 2 条に規定する者が職務執行のため出張した場合は、当該役員等に対し旅費を支給する。

2 旅費の額は、本会旅費規程の例による。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。